

## 清須市第3次総合計画 前期基本計画の骨子（案）

## ◆ 基本計画の計画期間と構成

基本計画は、清須市のまちづくりの方向性を示す「基本構想」で掲げる政策に基づいて、施策・事業を展開していくにあたり、施策ごとに目標とその実現に向けた施策の方向性を定めるもので、行政運営マネジメントの核となる計画です。

第3次総合計画の前期基本計画の計画期間は5年度間（令和7年度～令和11年度）とし、以下の5つの項目で構成します。

1. 清須市の現状と今後の見通し
2. 土地利用方針
3. 清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2025
4. 7つの政策の実現に向けた23の施策
5. 基本計画を核とする行政運営マネジメントの実行

## 1. 清須市の現状と今後の見通し

## (1) 人口の状況

現在、改訂作業を進めている「清須市人口ビジョン（令和6年改訂版）」の内容に基づき、これまでの清須市の人口の状況について、主なものを掲載します。

- ①総人口の推移 ( ⇒ 参考資料③ P.3～4 )
- ②年齢3区分別人口の推移 ( ⇒ 参考資料③ P.7 )
- ③人口動態（自然動態・社会動態）の推移 ( ⇒ 参考資料③ P.8 )
- ④今後の見通し ( ⇒ 参考資料③ P.42～43 )

## (2) 世帯の状況

現在、改訂作業を進めている「清須市人口ビジョン（令和6年改訂版）」の内容に基づき、これまでの清須市の世帯の状況について掲載します。

- ①世帯数・世帯構成割合の推移 ( ⇒ 参考資料③ P.16 )

## (3) 財政の状況

これまでの清須市の財政状況を整理し、掲載します。

- ①歳入・歳出の状況
- ②市債の状況
- ③基金の状況
- ④財政力指数の推移

## (4) 地価の動向

これまでの清須市の地価の動向の状況を調査し、掲載します。

- ①地価の動向

## 2. 土地利用方針

- 総合計画における土地利用方針は、清須市の土地利用に関する基本構想であり、第2次総合計画の基本計画における土地利用方針では、利用目的に応じたゾーン設定（拠点都市機能誘導ゾーン、産業・居住ゾーン、快適居住ゾーン、都市緑地・農地ゾーン、憩いの水辺保全・活用ゾーン）を示し、掲載します。
- 清須市では現在、2025（令和7）年度から始まる次期「都市計画マスタープラン」の策定を進めています。「都市計画マスタープラン」は、都市計画法に定められた市町村が策定する計画であり、清須市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。
- 総合計画における土地利用方針と次期「都市計画マスタープラン」の内容について整合を図りながら、掲載内容を検討します。

## 3. 清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2025

第3次総合計画と一体的に策定する、本市の地方創生に向けた取組を体系的に整理した「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2025（以下、「次期戦略」という。）」の内容を掲載します。

次期戦略は、「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」において、学識経験者をはじめ、産業関係団体・行政機関・教育機関・金融機関・労働関係団体の各代表者の委員の皆さまより、専門的見地からのご意見をいただきながら、内容を検討中です。

- (1) 策定の基本的な考え方 ( ⇒ 参考資料④ P.1～3 )  
策定の目的、総合計画との関係性、計画期間について記述します。

- (2) 3つの基本目標 ( ⇒ 参考資料④ P.3 )  
本市における地方創生の実現に向けた基本目標を設定します。

清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2025（骨子案）より抜粋	
基本目標①	結婚・出産・子育ての希望をかなえ「子育ての場」として選ばれる
基本目標②	市の強みを生かして「ひと」と「しごと」の流れをつくる
基本目標③	誰もが活躍できる持続可能で活力にあふれた「まち」をつくる

- (3) 基本目標の達成に向けた取組 ( ⇒ 参考資料④ P.4～6 )  
3つの目標に関する具体的な数値目標と、それぞれの目標の達成に向けた取組に関する基本方針、具体的な取組とKPI（重要業績評価指標）を掲載します。

- (4) マネジメントサイクル ( ⇒ 参考資料④ P.7 )  
総合計画と同様の行政評価の仕組みを活用した進捗管理を行うとともに、「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」において外部の視点からの評価を行うことで、次期戦略のマネジメントを行うことについて記述します。

## 4. 7つの政策の実現に向けた23の施策

基本構想で掲げる7つの政策（施策の指針）のもとに、その実現に向けて清須市が中期的に取り組む施策（行政分野や組織の所掌事務を踏まえて複数の事務事業をその目的により束ねるもの）を体系的に整理し、現状の行政課題を踏まえた23の施策を以下のとおり設定します。

### 【第3次総合計画 前期基本計画の政策体系（案）】

安全で安心して暮らせるまちをつくる		
政策 1	施策 101	水と共生する治水対策の推進
	施策 102	住民の生命と財産を守る防災・減災対策の推進
	施策 103	暮らしの安心を守る防犯・交通安全対策の推進
	施策 104	消防・救急医療体制の充実
子どもの笑顔があふれるまちをつくる		
政策 2	施策 201	結婚・出産・子育てにわたる切れ目のない支援の充実
	施策 202	子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりの推進
	施策 203	豊かな学びを実現する学校教育の充実
誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる		
政策 3	施策 301	共に支え合う地域福祉の形成
	施策 302	健康づくりの推進と医療保険・年金制度の適正運営
	施策 303	いつまでも自分らしくを実現する高齢者福祉の充実
	施策 304	ノーマライゼーションを実現する障がい者福祉の充実
便利で快適に暮らせるまちをつくる		
政策 4	施策 401	地域の特性を生かした市街地整備の推進
	施策 402	暮らしを支える都市基盤の整備と公共交通の充実
	施策 403	ごみの減量化と環境保全の推進
魅力に満ちた活力のあるまちをつくる		
政策 5	施策 501	地域資源を生かした観光の振興
	施策 502	商業・工業の振興と企業立地の推進
	施策 503	都市近郊農業の振興と食育の推進
豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる		
政策 6	施策 601	文化・芸術・生涯学習の充実
	施策 602	スポーツ・レクリエーション活動の振興
	施策 603	多様性を尊重するダイバーシティの推進
関わる人々の思いを大切にするまちをつくる		
政策 7	施策 701	市民参画によるまちづくりの推進
	施策 702	魅力を届ける広報活動の推進
	施策 703	市民ニーズに応える行政運営の推進

( ⇒ 次ページ参照 )

### 【各政策（又は施策）分野における関連データ】

各政策（又は施策）分野における現状を示す関連データ等を収集し、グラフ等を用いて掲載します。

### 【各施策における掲載内容】 ※レイアウトイメージは第2次総合計画（後期基本計画）のもの

**◆現状と課題**  
国等の動向や、清須市におけるこれまでの取組を踏まえ、施策を取り巻く現状と課題を整理します。

**◆施策に対する市民の満足度・重要度**  
市民満足度調査により把握した各施策に対する市民の満足度・重要度を掲載します。

**◆達成度指標**  
施策の進捗や達成度を測るための具体的な指標を設定します。

**◆目指す姿・基本方針**  
目指す姿や取組の基本方針を掲載します。

**◆施策の展開**  
「目指す姿・基本方針」に基づき、前期基本計画（2025（令和7）年度から2029（令和11）年度まで）において、施策をどのように進めていくかを整理します。

施策の展開に即した具体的な事務事業を、「実施計画」で毎年度整理します。

**◆関連する個別計画**  
施策に関連する個別計画を掲載します。

**後期基本計画 7つの政策の実現に向けた37の施策**

政策1 安全で安心して暮らせるまちをつくる  
 施策101 治水対策の推進 担当部署：土木課

**◆現状と課題**  
全国的にゲリラ豪雨や集中豪雨による浸水被害が多発しており、市民の治水に対する関心が高まっていることから、引き続き市民に分かりやすい水害対応情報の発信に努め、市民との情報共有を図る必要があります。

**◆施策に対する市民の満足度・重要度**  
清須市が川沿いの地域から、

**◆施策に対する市民の満足度・重要度**

[満足度・重要度の推移]

[2018(平成30)年度調査結果]

**◆目指す姿**  
総合的な治水対策が着実に進展し、浸水被害の軽減が図られています。

**◆達成度指標**

指標	前期計画基準値	後期計画基準値	後期計画目標値
市民満足度調査における満足度(満足)	31.2% (2016年度)	28.4% (2018年度)	後期計画基準値から増進 (2023年度)
床上浸水被害の発生件数	0件 (2015年度)	0件 (2018年度)	0件 (2024年度)
水害対応ガイドブックを知っている市民の割合(満足)	-	66.6% (2018年度)	後期計画基準値から増進 (2023年度)
大雨でも自宅の浸水の心配がないと思う市民の割合(満足)	29.0% (2016年度)	26.5% (2018年度)	後期計画基準値から増進 (2023年度)

**◆関連する個別計画**

計画名	計画の概要	根拠法令	計画期間
一級河川庄内川水系新川橋川(河川整備計画)	一級河川庄内川水系の新川橋川において、まちの暮らしを支えようとするため、安全で安心できる川づくりを進めるための計画です。	河川法	2007(平成19)年から おおむね30年
二級河川日比川水系河川整備計画(愛知県・名古屋)	二級河川日比川水系において、歴史に学び地域と歩み、安全で安心できる川づくりを進めるための計画です。	河川法	2011(平成23)年から おおむね30年
新川流域水害対策計画(愛知県及び清須市など流域15市町)	河川管理、下水道管理、流域内の地方公共団体等の連携が図られ、浸水被害対策を推進するための計画です。	特定都市河川水害対策法	2007(平成19)年から おおむね30年
公共下水道全体計画	公共下水道の計画区域等を定めた全体計画です。	-	2010(平成22)年度～ 2025(令和7)年度
公共下水道事業計画	公共下水道を整備する地区や工事の発着等を記載した事業計画です。おおむね5年ごとに予定区域の拡大を行っています。	下水道法、都市計画法	2016(平成28)年度～ 2020(令和2)年度

◆ 第3次総合計画（前期基本計画）23の施策（案） ※第2次総合計画との比較

第2次総合計画（後期基本計画） 37の施策

政策	No.	施策
政策1 安全で安心して暮らせる まちをつくる	101	治水対策の推進（101へ）
	102	防災・減災対策の推進（102へ）
	103	防犯・交通安全対策の推進（103へ）
	104	消防・救急医療体制の充実（104へ）
政策2 子育てのしやすいまち をつくる	201	母子保健の充実（201へ）
	202	子育て支援の充実（201・202へ）
	203	学校教育の充実（202・203へ）
	204	ひとり親家庭への支援の充実（201へ）
	205	青少年健全育成の推進（601へ）
政策3 誰もが健やかにいきい きと暮らせるまちをつ くる	301	健康づくりの推進（302へ）
	302	地域福祉の充実（301へ）
	303	高齢者福祉の充実（303へ）
	304	障害者（児）福祉の充実（304へ）
	305	医療保険・年金制度の適正運営（302へ）
	306	生活保護・生活困窮者自立支援制度の適正実施（301へ）
政策4 便利で快適に暮らせる まちをつくる	401	市街地整備の推進（401へ）
	402	道路・橋梁の整備・適正管理の推進（402へ）
	403	上水道の安定供給・下水道の充実（402へ）
	404	水辺空間と緑地の充実（402・403へ）
	405	公共交通の充実（402へ）
	406	ごみの減量化と資源化の推進（403へ）
	407	環境保全の推進（403へ）
	408	斎苑施設の整備・運営（403へ）
政策5 魅力に満ちた活力のあ るまちをつくる	501	観光の振興（501へ）
	502	商業・工業の振興（502へ）
	503	都市近郊農業の振興（503へ）
	504	消費生活の擁護（502へ）
政策6 豊かなところとからだ をはぐくむまちをつ くる	601	生涯学習の充実（601へ）
	602	文化・芸術活動の振興（601へ）
	603	文化財保護の推進（601へ）
	604	スポーツ・レクリエーション活動の振興（602へ）
	605	国際交流の振興（603へ）
	606	男女共同参画社会の推進（603へ）
政策7 つながりを大切にする まちをつくる	701	市民参加・市民協働の推進（701へ）
	702	広報・広聴活動の充実（701・702へ）
	703	自治・コミュニティ活動の振興（701へ）
	704	市民ニーズに応える行政運営の推進（703へ）

第3次総合計画（前期基本計画）案 23の施策

政策	No.	施策
政策1 安全で安心して暮らせ るまちをつくる	101	水と共生する治水対策の推進
	102	住民の生命と財産を守る防災・減災対策の推進
	103	暮らしの安心を守る防犯・交通安全対策の推進
	104	消防・救急医療体制の充実
政策2 子どもの笑顔があふ れるまちをつくる	201	結婚・出産・子育てにわたる切れ目のない支援の充実
	202	子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりの推進
	203	豊かな学びを実現する学校教育の充実
	-	-
政策3 誰もが健やかにいき いきと暮らせるまち をつくる	301	共に支え合う地域福祉の形成
	302	健康づくりの推進と医療保険・年金制度の適正運営
	303	いつまでも自分らしく実現する高齢者福祉の充実
	304	ノーマライゼーションを実現する障がい者福祉の充実
	-	-
	-	-
政策4 便利で快適に暮らせ るまちをつくる	401	地域の特性を生かした市街地整備の推進
	402	暮らしを支える都市基盤の整備と公共交通の充実
	403	ごみの減量化と環境保全の推進
	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
政策5 魅力に満ちた活力の あるまちをつくる	501	地域資源を生かした観光の振興
	502	商業・工業の振興と企業立地の推進
	503	都市近郊農業の振興と食育の推進
政策6 豊かなところとからだ をはぐくむまちをつ くる	601	文化・芸術・生涯学習の充実
	602	スポーツ・レクリエーション活動の振興
	603	多様性を尊重するダイバーシティの推進
	-	-
	-	-
	-	-
政策7 関わる人々の思いを 大切にするまちをつ くる	701	市民参画によるまちづくりの推進
	702	魅力を届ける広報活動の推進
	703	市民ニーズに応える行政運営の推進
	-	-

《 参考：主な内容 》

ポンプ場等の整備・管理、水害情報発信、河川づくり、水防施設の管理
防災体制強化、防災情報発信、防災啓発、防災リーダー養成、空き家対策
街路灯整備、見守りカメラ設置支援、防犯情報発信、交通安全活動
消防力の確保、防火啓発、救急医療体制の確保
不妊治療への支援、妊産婦健診、保育ニーズへの対応、手当等の給付
保育園・学校等のハード整備、放課後等の活動の場づくり、虐待等への対応
学習指導、外国語教育の充実、学校給食、就学困難児童への支援
-
-
民生委員等との連携、ボランティア活動支援、生活保護・生活困窮者支援
各種検診（検診）、健康教育・健康相談、感染症対策、国民健康保険事業
在宅高齢者支援、介護予防の推進、認知症施策、介護保険事業
相談支援体制強化、障がい者・障がい児への助成、障がい者施設への支援
-
-
市街地整備（区画整理事業等）、土地利用の見直し、地籍調査
道路・橋梁整備、水道・下水道事業、公園・緑地整備、コミュニティバス
ごみの適正な処理、河川環境美化、環境保全対策、斎苑施設運営
-
-
-
-
-
観光施設の魅力向上、魅力あるイベント実施、観光情報発信
商工会や企業への支援、創業支援、特産品開発、消費者相談体制
農業関係団体支援、耕作放棄地対策、農業体験、食育推進
-
-
生涯学習講座、図書館・美術館運営、歴史・文化啓発、文化財保護
スポーツ普及促進、体育祭・ウオーケイイベント等の実施、スポーツ関係団体支援
多文化共生、国際理解啓発、男女共同参画、多様な性のあり方の尊重
-
-
-
市民協働、自治・コミュニティ活動支援、市民ワークショップやアンケートの実施
市政情報発信、SNSなど多様な媒体での魅力発信、ふるさと納税を通じたPR
DX推進、行政改革、広域連携、職員の人材育成、市役所・公共施設の適正管理

## 5. 基本計画を核とする行政運営マネジメントの実行

総合計画の進捗管理の手法について掲載します。

第2次総合計画における仕組みを踏襲し、記載する内容も基本的に同様の内容とします。

### (1) 三層構造の計画体系の構築

#### 【実施計画の作成】

基本計画で掲げる23の施策ごとに、施策の方向性に即した具体的な事務事業について、向こう3年度間の事業費の見込み、事業計画及び活動指標（行政活動そのものの結果に係る数値目標）等を定める「第3次総合計画 実施計画」を作成します。

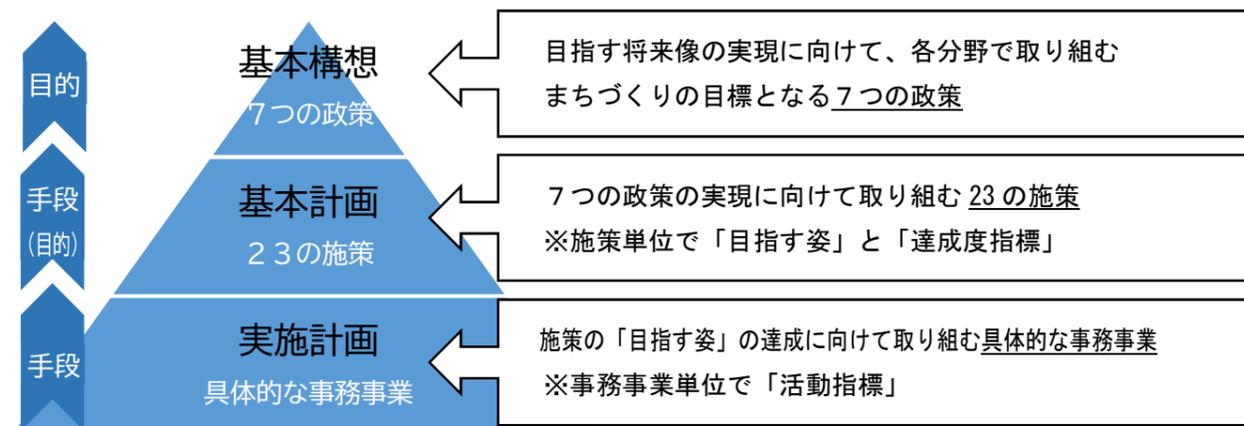
実施計画の計画期間については3年度間とし、予算編成にあわせて毎年度作成（ローリング）することにより、予算編成と連動を図りながら、事務事業の進捗を適切に管理します。

区分	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	
基本構想		基本構想（10年度間）											
基本計画		前期計画（5年度間）					後期計画（5年度間）						
実施計画		実施計画（2025-2027）	実施計画（2026-2028）	実施計画（2027-2029）	実施計画（2028-2030）	実施計画（2029-2031）							

ローリング方式による見直し →

#### 【三層構造の計画体系】

行政運営マネジメントの基軸として、第3次総合計画を構成する基本構想（政策）・基本計画（施策）・実施計画（事務事業）の3つの計画について、目的と手段の関係が連鎖的につながる三層構造の計画体系を構築します。



### (2) 計画体系に即した行政評価の実施

#### 【施策評価（基本計画）】

23の施策単位で、前年度の施策の取り組み内容について、事務事業評価の結果と達成度指標の状況を踏まえた評価を実施し、施策の今後の方向性を整理します。評価結果については、新規事業の立案や、事業間の優先順位づけ等に活用します。

また、評価の妥当性・客観性を確保するため、外部の視点からの評価を実施します。

#### 【事務事業評価（実施計画）】

実施計画掲載事業を対象として、前年度実施した事務事業について、活動指標や必要性・効率性、施策への寄与度を検証し、施策に対する手段である事務事業を評価します。

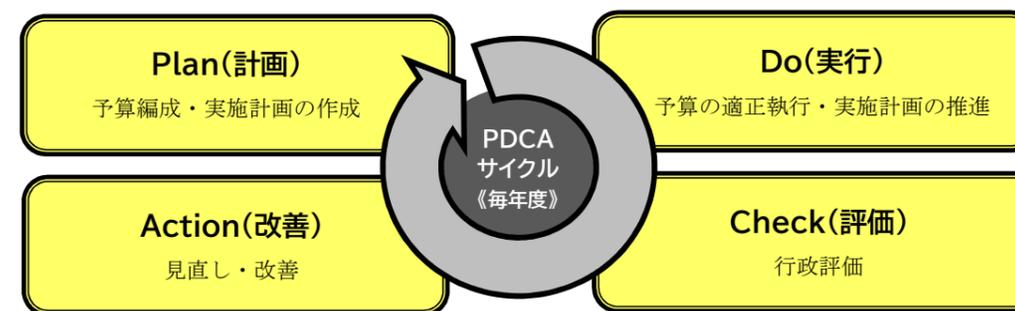
一般的に行政評価とは、『政策、施策及び事務事業について、事前、事中、事後を問わず、一定の基準、指標をもって、妥当性、達成度や成果を判定するもの』(※)とされており、清須市においては、事後評価を基本とします。

※「地方公共団体における行政評価の取組状況等に関する調査結果」(2014(平成26)年3月25日付け総務省報道資料)より

### (3) マネジメントサイクル

#### 【事務事業単位（毎年度）】

実施計画をベースとして、第3次総合計画の進捗管理と予算編成作業との連動を図るとともに、行政評価を活用して、事務事業単位の見直し・改善に係るPDCAサイクルを構築します。



#### 【基本計画全体（5年間（基本計画の計画期間）ごと）】

毎年度の施策評価の結果の蓄積を生かして、計画全体の見直しを実施します。

